

とっても  
カンタン!

医療機関等を受診の際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

## 1 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

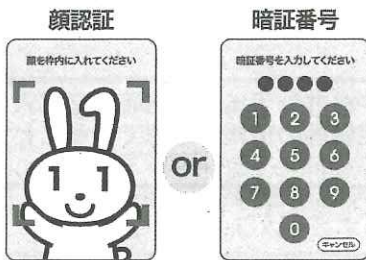


カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます!



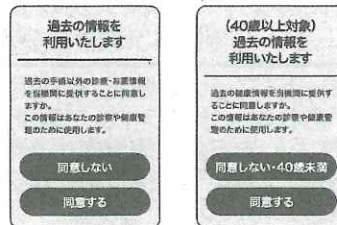
## 2 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。



## 3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

## 4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを  
健康保険証として利用  
するための登録がまだ  
の方は、右記の2つの  
準備をお願いします。

### STEP1.

#### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



### STEP2.

#### マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

### より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。